

時津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年7月27日
時津町農業委員会

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日施行の農業委員会に関する法律（以下、「法」という。）により農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

時津町においては、中山間地で果樹栽培を中心とした地域が多く、遊休農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地の田畑においても遊休農地が発生しており、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、地域に密着した活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、時津町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和8年を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、別紙の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積（A）	遊休農地の割合
現 状 (令和2年4月)	284ha	75ha	26.41%
3年後の目標 (令和5年4月)	284ha	69ha	24.30%
目 標 (令和8年4月)	284ha	63ha	22.18%

※農地面積は「耕地及び作付面積統計」における耕地面積＋A判定遊休農地面積

[目標設定の考え方]

令和8年度までに、遊休農地を12ha解消することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地パトロール（利用状況調査）と利用意向調査の実施について
 - 農業委員と推進委員の担当制による農地パトロール（農地法第 30 条第 1 項の規定による「利用状況調査」に位置づけておこなう。）と農地法第 32 条第 1 項の規定による「利用意向調査」の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの実施時期については、「農地法の運用について」（平成 28 年 5 月 25 日付け 28 経営第 509 号）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜実施する。
 - 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
 - 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の精度の向上と公表の迅速化を図る。
- ② 農地中間管理機構との連携について
 - 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 非農地判断について
 - 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (令和2年4月)	284ha	132ha	46.48%
3年後の目標 (令和5年4月)	284ha	147ha	51.76%
目 標 (令和8年4月)	284ha	162ha	57.04%

[目標設定の考え方]

令和8年度までに、30haの農地の利用集積をはかることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

- ④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い
- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和2年4月）	2人 (0.8ha)	1法人 (0.3ha)
3年後の目標 （令和5年4月）	5人 (1.7ha)	2法人 (0.6ha)
目 標 （令和8年4月）	8人 (2.6ha)	3法人 (0.9ha)

[目標設定の考え方]

新規参入者の年間目標を1経営体にすることを目標とする。

また、新規参入法人の目標を令和8年までに3法人とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○町、JA、県と連携して、新規参入者へのサポート体制を構築していく。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人含む。）の地域の受入条件の整備を図ると共に、後見人等の役割を担う。

4. その他

この指針は、農地等の利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。